

副
建築物の新築・改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議成立書

開 第 号

様

令和 年 月 日付けで協議の { 建築物
第一種特
定工作物 } の (新築・改築・用途の変更・新設) については、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第43号第3項の規定により下記の条件を付して協議が成立したので通知します。

法 (昭和43年法律第100号) 第43号第3項の規定により下記の条件を付して協議が成立したので通知します。

令和 年 月 日

倉敷市長 伊 東 香 織

1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更しようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在地番、地目及び面積	(地目) (面積 m ²)		
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途			
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途			
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載 (該当するものを○で囲み必要事項を記入してください。) 及びその理由	令第36条 第1項第3号	イ	法第34条第 号
			ロ	法第34条第 11 号
			ハ	
			ニ	既存の権利の届出受理年月日・番号 昭和 年 月 日 第 号
			ホ	事前審査承認地・分家・収用対象事業・既存の宅地・その他
理由				
5	その他の必要な事項			
※	受付番号	令和 年 月 日 第 号		
※	協議成立に付した条件			
※	整理番号	協倉第 号		
この協議成立について不服があるときは、協議成立があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に倉敷市開発審査会に対して審査請求することができます。				

(注) この協議が成立しても、建築物を建築しようとするときは、建築基準法による計画通知を別途行う必要があります。